9. その他

Q9－1. 特例貸付をすべて借りたのですが、生活福祉資金を借りることができますか？

⇒原則は、これ以上の負債を増やすことが自立再建の妨げになる可能性が大きいという理由もあり、生活福祉資金の貸付はできませんが、現在の生活状況についてお聞かせいただき、一緒に考えさせていただきます。

Q9－2. 債務整理手続き中であるが、何か手続きが必要ですか？

⇒弁護士等を通じて債務整理の実施について兵庫県社会福祉協議会に連絡が入っていれば、それ以上の手続きは不要です。兵庫県社会福祉協議会への連絡の有無は、依頼した弁護士等にご確認ください。

Q9－3. QR コードから WEB を見られないが、どうしたらいいですか？

⇒読取端末側の問題と考えられます。
検索サイトで「兵庫県社会福祉協議会」と入力し、兵庫県社会福祉協議会ホームページ中の特例貸付償還ページ「5. 償還（返済）の手続きをする」をご覧ください。

Q9－4. 免除申請書を直接持っていってもよいですか？

⇒郵送のみの受付となっています。同封の返信用封筒（緑色）で投函いただければ、郵便料金はかかりません。

Q9－5. 償還免除申請・口座登録の申請受付期間を過ぎた受付できないのですか？

⇒数多くの申請が予測されるため、償還免除申請は８月末、口座登録は９月末までと締切日を設定しています。締切日を守っていただきますようお願いします。

⇒締切日以降の申請受付はおこないますが、早急に送付ください。また、口座登録申請時期によって、償還開始までに口座振替の設定が完了しない場合は、スマートフォンによるバーコード支払い、払込票を送付案内し、手数料は借受人本人にご負担いただくことになりますので、早期の手続きを行ってください。